

多賀町建設工事等入札参加停止基準

多賀町建設工事等入札参加停止基準（平成 30 年 4 月 1 日）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この基準は、多賀町入札参加有資格者名簿に登載された業者（以下「有資格業者」という。）に対する町発注の建設工事およびこれに関連する調査、測量、設計等業務委託（以下「工事等」という。）に係る入札参加停止の適正かつ統一的な処理を図るため必要な事項を定めるものとする。

（入札参加停止）

第 2 条 町長は、有資格業者が別表第 1 および別表第 2 の左欄（以下「別表左欄」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表第 1 および別表第 2 の右欄（以下「別表右欄」という。）に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について、入札参加停止を行うものとする。

2 町長が入札参加停止を行ったときは、契約担当者（多賀町財務規則（昭和 39 年多賀町規則第 4 号）第 2 条第 8 号の契約担当者をいう。以下同じ。）は、工事等の契約の相手方の選定に際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を入札に参加させ、または指名してはならないものとし、当該入札参加停止に係る有資格業者を現に入札に参加させ、または指名しているときは、当該入札参加資格または指名を取り消すものとする。

（下請人および共同企業体に関する入札参加停止）

第 3 条 町長は、前条第 1 項の規定による入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間を基準に期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

2 町長は、前条第 1 項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

3 町長は、前条第 1 項または第 2 項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

（入札参加停止の期間の特例）

第 4 条 有資格業者がいずれかの事案により別表左欄の措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期および長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止期間の短期および長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止

の期間の短期は、それぞれ別表右欄に定める期間の2倍（当初の入札参加停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍、別表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

- (1) 別表左欄の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表左欄の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第12号までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）
- 3 町長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があると認め、別表左欄および前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 町長は、有資格業者に極めて悪質な事由がある場合または極めて重大な結果を生じさせた場合において、別表右欄および第1項の規定による長期を越える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 町長は、入札参加停止の期間中の有資格業者に係る情状酌量すべき特別の事由または極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項および次条に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。
- 6 町長は、別表第2第12号の措置要件に係る入札参加停止の期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができる。
- 7 町長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第5条 町長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を入札参加停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合または町の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合において、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第9号、第11号または第12号に該当したとき。
- それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当したときは、2.5倍）の

期間

- (2) 別表第2第4号から第12号までに該当する有資格業者（その役員または使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決もしくは確定した排除措置命令もしくは課徴金納付命令または公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）もしくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反または公契約関係競売等妨害もしくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき。（前号に掲げる場合を除く。）
- それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格業者にあつては、2.5倍）の期間
- (3) 別表第2第4号から第6号までまたは第12号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があつたとき（前2号に掲げる場合を除く。）。
- それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格業者にあつては、2.5倍）の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除および防止ならびに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為に関し、別表第2第4号から第6号までまたは第12号に該当する有資格業者に悪質な事由（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）があるとき。それぞれ当該各号に定める短期に1月（別表第2第12号に該当する有資格業者にあつては、1.5月）を加算した期間
- (5) 町または他の公共機関の職員が、公契約関係競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第12号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- （第1号または第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1月（別表第2第12号に該当する有資格業者にあつては、1.5月）を加算した期間

（入札参加停止の審査等）

- 第6条 町長は、第2条第1項もしくは第3条の規定により入札参加停止を行い、もしくは、第4条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更しようとするときは、別に定める場合を除き、多賀町契約審査会(以下「審査会」という。)の審査を経なければならない。
- 2 前項の規定は、第4条第7項の規定により入札参加停止を解除しようとするときについて準用する。ただし、入札参加停止を解除する理由が客観的に明白である場合にあつては、審査会の審査を省略することができる。この場合には、当該措置をとったことについて審査会に報告するものとする。
- 3 町長は、別表第2の第15号から第19号までに掲げる措置要件を事由として入札参加停止を行おうとするときは、あらかじめ彦根警察署長の意見を聴くものとする。

(入札参加停止の承継)

第7条 入札参加停止の期間中の有資格者から入札参加資格を承継する者は、入札参加停止措置について承継するものとする。

(入札参加停止の通知)

第8条 町長は、第2条第1項もしくは第3条各項の規定により入札参加停止を行い、第4条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更し、または同条第7項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するとともに、概要を公表するものとする。

2 町長は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が町発注の工事等に関するものであるときは、あらかじめ当該有資格業者から必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

第10条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者が町発注の工事等の全部もしくは一部を下請し、または受託することを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第11条 町長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面または口頭で警告または注意の喚起を行うことができる。

(苦情申立て)

第12条 第2項第1項もしくは第3条各項の規定による入札参加停止または前条の規定により警告または注意の喚起（以下「警告等」という。）の措置を受けた者は、当該措置について、町長に対して書面（次項および次条第4項において「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号または名称ならびに住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨および理由
- (4) 申立ての年月日

3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 入札参加停止 当該入札参加停止の期間内
- (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答等)

- 第13条 町長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（多賀町の休日を定める条例（平成元年多賀町条例第20号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に書面により回答するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。
- 3 町長は、前条第3項に規定する申立期間を経過したとき、またはその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。
- 4 町長は、第1項の回答をしたときは、申立書面および同項の書面の内容を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

- 第14条 前条第1項の回答に不服がある者は、町長に対して書面により再苦情申立てをすることができる。
- 2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
- (1) 入札参加停止 当該入札参加停止期の期間内（前項第1項の回答をした日の翌日から当該入札参加停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答をした日の翌日から起算して2週間以内）
- (2) 警告等 前条第1項の回答をした日の翌日から起算して2週間以内
- 3 町長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに多賀町入札監視委員会に諮問するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

- 第15条 町長は、再苦情申立てを行った者に対し、多賀町入札監視委員会の答申を踏まえ、答申を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、書面により回答するものとする。
- 2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
- (1) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨およびこれに伴い町長が講じようとしている措置の概要
- (2) 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨および理由
- 3 町長は、前条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。
- 4 町長は、第1項の回答をしたときは、申立書面および同項の書面を速やかに公表するものとする。

(その他)

- 第16条 この基準に定める入札参加停止に関する事務は、企画課で所掌する。
- 2 その他この基準の実施に関し必要な事項は、審査会の意見を聴き会長が定める。

付 則

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に発生した行為に対する入札参加停止の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1第1号、第2号、第4号、第5号および第7号ならびに別表第2第14号の規定は、この基準の施行の日以後に公告した町発注の工事等に適用し、同日前に公告した町発注の工事等については、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第5条関係）

工事等に基づく措置基準

措置要件	期間
（虚偽記載） 1 町発注の工事等の契約に係る競争入札において、入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
（過失による粗雑工事等） 2 町発注の工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。） 3 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により、工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内 当該認定をした日から 1月以上3月以内
（契約違反） 4 第2号に掲げる場合のほか、町発注の工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 町発注の工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内 当該認定をした日から 1月以上3月以内
（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故） 7 町発注の工事等または一般工事等のうち、町内の工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者または負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般工事等（町内の工事等を除く。）の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内 当該認定をした日から 2週間以上2月以内

別表第2（第2条、第4条―第6条関係）

不正行為に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄) 1 次に掲げる者が、町職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等（有資格者である個人または有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。） (2) 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）またはその支店もしくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で前号に掲げる者以外のものをいう。以下同じ。） (3) 使用人（有資格業者の使用人で前号に掲げる者以外のものをいう。以下同じ。） 2 次に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人 3 次に掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (独占禁止法違反行為) 4 町発注の業務に関し、独占禁止法第3条または第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（第12号に掲げる場合を除く。） 5 県内において、業務に関し独占禁止法第3条または第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（前号および第12号に掲げる場合を除く。） 6 県外において、他の公共機関の職員が発注する業務に関し、代表役員等または一般役員等が独占禁止法第3条または第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。（第12号に掲げる場合を除く。）	逮捕または公訴を知った日から 4月以上12月以内 3月以上9月以内 2月以上6月以内 逮捕または公訴を知った日から 3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内 逮捕または公訴を知った日から 3月以上9月以内 1月以上3月以内 当該認定をした日から 3月以上12月以内 当該認定をした日から 2月以上9月以内 刑事告発を知った日から 1月以上9月以内

(公契約関係競売入札妨害または談合) 7 町発注の業務に関し、一般役員等または使用人が公契約関係競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第 12 号に掲げる場合を除く。) 8 県内の他の公共機関の職員が発注する業務に関し、一般役員等または使用人が公契約関係競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第 12 号に掲げる場合を除く。) 9 県外の他の公共機関の職員が発注する業務に関し、一般役員等が公契約関係競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第 12 号に掲げる場合を除く。) 10 町発注の業務に関し、代表役員等が公契約関係競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第 12 号に掲げる場合を除く。) 11 他の公共機関の職員が発注する業務に関し、代表役員等が公契約関係競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第 12 号に掲げる場合を除く。) (重大な独占禁止法違反行為等) 12 町発注の業務に関し、次に掲げる場合に該当することとなったとき。(当該工事等に政府調達に関する協定(平成 7 年 12 月 8 日条約第 23 号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。) (1) 独占禁止法第 3 条または第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき。(有資格業者である法人の役員もしくは使用人または有資格業者である個人もしくはその使用人が刑事告発を受け、または逮捕された場合を含む。) (2) 有資格業者である法人の役員もしくは使用人または有資格業者である個人もしくはその使用人が公契約関係競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (建設業法違反行為) 13 町発注の工事等に関し、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	逮捕または公訴を知った日から 3 月以上 12 月以内 逮捕または公訴を知った日から 2 月以上 12 月以内 逮捕または公訴を知った日から 1 月以上 12 月以内 逮捕または公訴を知った日から 4 月以上 12 月以内 逮捕または公訴を知った日から 3 月以上 12 月以内 刑事告発・逮捕または公訴を知った日から 6 月以上 36 月以内 当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内
--	--

14 建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。) (暴力団関係者) 15 有資格業者、有資格業者の役員または有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の暴力団または指定暴力団等の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。 16 業務に関し、不正に財産上の利益を得るためまたは債務の履行を強要するために、有資格業者または有資格業者の役員が暴力団関係者を使用したと認められるとき。 17 いかなる名義を持ってするを問わず、有資格業者または有資格業者の役員等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。 18 有資格業者または有資格業者の役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 19 有資格業者または有資格業者の役員等が、暴力団または暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。ただし、有資格業者または有資格業者の役員等が暴力団関係者等から脅迫を受けたことにより行った場合を除く。 (不正または不誠実な行為) 20 別表第1および前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪容疑により公訴を提起され、または禁錮以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内 12月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで 6月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで 6月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで 3月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで 2月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで 当該認定をした日から 1月以上9月以内
---	---